

令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会（第2日）

令和4年3月2日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時10分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝
学校教育課長	大鐘智夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

藤 田 真 弓

書 記

菅 俣 紀 彦

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開議〕**

○議長（渋井由放） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

ただいま、出席している議員は16名、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**◎日程第1 一般質問について**

○議長（渋井由放） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて60分までとしておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時刻となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には、注意をいたしますので、併せて御了解願います。

質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木敏久議員。

**〔1番 青木敏久 登壇〕**

○1番（青木敏久） 議場内の皆様、おはようございます。渋井議長より発言の許可をいただきました、議席番号1番青木敏久でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」このような言葉がございます。今のコロナ禍、また、ウクライナの情勢を思えば、人の世のはかなさ、世の中の移ろいというのを感じざるを得ません。今は、二十四節気の雨水に当たります。雪から雨に変わり、また、雪解けが始まる時期であります。懐かしい歌に「春一番」という歌がございますけれども、雪が解けて、川になって流れていきます。つくしの子が恥ずかしげに顔を出します。そして続きますと、泣いてばかりいたって、幸せは来ないから、重いコート脱いで出かけませんかとあります。コロナ禍ではありますが重いコート、コロナ禍のコートを脱いで、1日も早く町に出かけられるように、執行部ともども、我々議会も頑張っていきたいと思ひます。

今日の質問ですが、1番、土砂条例の改正について、2番、市内事業者の支援活動について、

3番、境小学校の小規模特認校におけるイエナプラン教育とエディブル・スクールヤードについて質問させていただきます。では、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、1番から御質問申し上げます。

茂木町は、昨年9月に土砂条例を改正し、県外からの土砂持込みを禁止しました。6月以降、町内2か所で不正に土砂が埋め立てられたことを受けた対応で、県外の土砂搬入を禁止する条例改正を行いました。環境への悪影響が懸念される、改良土による埋立ても禁じました。また、市貝町でも昨年12月に茂木町に追随し、条例の改正を行いました。

翻って、本市では、条例の対象ではないと誤認して、無許可で土砂の埋立て、堆積を行い、後から問題になる事案が発生している。そうしたトラブルを防ぐためにも、1,000平方メートル未満の事業であっても、必ず、市まちづくり課環境グループに御相談くださいとのお願いベースにとどまっております。土砂条例の改正についてお伺いいたします。

○市長（川俣純子） 市内におきまして、1,000平方メートルを超える土砂等の埋立て等を行う場合には、市の土砂条例に基づく許可が必要になり、3,000平方メートルを超える場合は、県の土砂条例に基づく許可が必要となります。

土砂条例につきましては、土砂の埋立て等に対し必要な規制を行うことにより、土壌の汚染と災害の発生を防止し、生活環境の保全を図ることを目的として制定されております。近年、土砂等の埋立て等を取り巻く状況が変化しており、栃木県内各所で、土砂搬入の不適正事案が発生している状況でございます。

本市におきましても、令和2年度から、幾つかの不適正事案が発生しており、栃木県及び警察等の関係機関と連携を図り、情報の共有、指導を行っているところであります。また、県と市の連携により、規制強化を盛り込んだ条例の改正と併せ、支援体制を強化いただけるよう、市長会を通じ、栃木県に対し要望させていただいたところであります。

一方、熱海の土砂流出事故の発生を受け、国におきましては、盛土の安全強化に向け、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、農地や森林といった土地の用途にかかわらず、全国一律の規制を導入することとしております。都道府県が指定する規制区域で行われる盛土について、許可を受ける必要があるほか、土地の所有者には、安全性を維持する責任があることを明確化することとしています。今通常国会に法案が提出される予定であり、その動向を注視しているところであります。

本市における土砂条例の改正については、国及び県、そして近隣市町の状況等を踏まえつつ、改正に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今の御答弁の中で、最後に近隣の市町の状況を踏まえつつということですが、昨今の各自治体の動き、これを見ますと、今、冒頭で申し上げましたとおり、茂木町、市貝町は改正いたしました。そのほかに栃木市では、県内で初めて許可申請に先立つ事前協議と、周辺住民への説明会の開催を業者に義務づけました。また、さくら市でも改正されております。また、大田原市、那須町も、これは新聞報道ですが、3月の定例会に、条例の一部改正案を提出すると、こういう活発な動きになっております。

これはなぜかといいますと、御答弁にありましたように、栃木県に要望を出しているということですが、県の条例のほうが緩いというようなどころがありまして、やっぱり自分たちの町は自分たちで守らなければならないと、そういうことで市町で強化を図っているんだと思うんですね。この市町の動きについて、本市は、ちょっとほかの市町と比べると動きが鈍いように感じるのですが、各市町の動きについて、どのように御覧になっていきますか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） この土砂条例に関しましては、土砂条例は、以前にも9月の総点検のときに2人の議員さんから御質問をいただいて、この12月にも、1人の議員さんから、改正しないのかというお話をされたと思います。

その際に、我々は、近隣市町の状況ですとかを調査しております。また、県の動向なんかを注視しています。県においては、やっぱり改正されないんだというふうなことを確認して、お話を申し上げたところでございます。その間、我々も他市町の改正の動向を把握してございまして、今ほど、議員さんがおっしゃったように、免責要件が、私どもの市としては、今、1,000平米ですが、500平米にしているところが多い。それと、建設改良土を禁じる場所が出てきた。そして、県外からの改良土の搬入というものを禁止するところも出てきた。栃木市のお話にもありましたけれども、我々と県は、住民への説明をしなければいけないというふうな努力義務になっているんですけれども、そこを事前に説明会を開催しなければいけないというふうに、具体的に踏み込むところも出てきた。そういったところは、状況の把握はざっとしてございます。

いつのタイミングで、どういうふうに改正したほうがいいのかということを考えてまいったのですが、やはり我々としては、この土砂条例の目的と、あとは県と市の連携のところに書いてございます、県と市とが相まって、この土砂についての規制をすることによって効果を出すというところに非常に重きを置きまして、なるべく県と一緒に、例えば、改良土の規定を、改良土というふうに言うわけにはいかないんでしょうけれど、産業廃棄物、処分をされたものであれば、適正に利用できるよというふうに、例えばするとか、あるいは、住民の説明会も、事前説明会をしましょうねということと同じようにしていったほうが、やっぱり相まって効果が

あるんじゃないかなというふうに考えていたものですから、これまでずっと調整を図ってまいったという経過でございます。今のところも、そんな状況を見計らっているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 2月28日の本会議で、過疎地域持続的発展計画を可決しましたけれども、その中にも、地域の持続的発展の基本方針の中で「市民の誰もが将来にわたり安心・安全・快適に生活できる持続可能なまちづくりを推進」と、こういうふうにうたわれているわけなんですよ。その中で、市の現状に鑑みますと、9月定例会に、私もこれを一般質問したときに、点検したときに、市内18か所の該当はなかったということだったですけども、現在で大きく3か所、2月10日の議員全員協議会においても、執行部側から経過の説明がございましたけれども、八ヶ代地内、中山地内、神長地内の大きく3か所が指摘されております。

この地域を見ますと、八ヶ代は、西山辰街道の大桜がある、市指定の天然記念物。その近隣に土砂が搬入されているということでもあります。また、中山地内においても、観光栗園のほうに土砂が流れていると。やはりこれは、市の大切な財産ですから。それが2点。そして神長。神長というのは、これも大変問題でありまして、これは2011年の東日本大震災で、2名の尊い命が失われるという、市にとっては大切な場所でありまして、地震等、災害の教訓になるところでもあります。その上部のほうに、土砂崩れの起きる危険性をはらんでいるという。市内を代表するような3か所で、現在も進行しているというようなところでもあります。

なお、付け加えれば、中山、片や個人ではありますけれども、市執行部、また、自治会のほうにでも陳情を上げているんですね。農業や、日々の安全・安心な生活を営む上で、適正なる指導をいただきたいと。日々の平穏な生活が脅かされていると。そういう市民の、どこに助けを求めていいかわからないという、そういう不安なんですね。この持続的計画にあるように、安心・安全・快適な生活を望んでいるわけだけど、それが脅かされていると、こういう陳情も上がっております。

また、神長地内においても、私も拝見するところによれば、回覧板でも回っているんですね。どんな内容かといいますと、一部抜粋すると、事態はもう手後れの感があると。10年前の東日本大震災で死者も発生した場所であると。当面は、その土砂落下域に住んでいる方々、特に雨の日などは退避するようにと、十分注意してくださいという回覧まで回っているわけなんですね。こういう状況を踏まえて、一刻のちゅうちょもならんと、私はこのように思うわけですが、この状況に鑑みて、県と連携、または相まってと、そういう状況ではないと私は思うのですが、この今の市の状況に鑑みて、どんな思いでいらっしゃるかお答えいただけますか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 本市における土砂の不適正な堆積問題が、非常に危機的な状況にあることは、我々も、もちろん危惧しておりますし、認識をさせていただきます。

特に八ヶ代も、昨年7月も下旬になってから、大変不適正になってまいりましたし、その後、八ヶ代が終わるや否や、中山。中山が12月から1月というところでした。そこに対して、かなりの現地指導、県北環境森林事務所と重ねてまいりましたが、相手がなかなか言うことを聞かない。そうこうしているうちに、この1月になってから、神長の状況ですね。非常に危険な場所ですので、絶対に崩落をさせるんじゃないと。土砂の搬入をするんじゃないというふうに伝えてあるはずだということで、かなり強く指導してまいりましたが、なかなか相手が話を聞いていないという状況です。

この状況に対しまして、私どもは、条例の適正な執行、厳格な執行をすべく、県北環境森林事務所とは、ずっとかねてより連携しております、これまで出したことのない条例に基づく行政指導をさせていただきます。その行政指導をやったところで、まだ出てきておりませんので、この後は、催告を繰り返すつもりです。催告の後は、不利益処分であります行政処分ですね。措置命令を課し、措置命令に従わなかったときには、措置命令というのは、全部の撤去ですとか、そういうことを命じていくわけです。そこも果たされなかった場合には、罰則を適用してください。土砂条例についてはそんなことで、この規定の中でやれることをやっていくつもりでございます。

そして、それ以外の個別の法律、ほかの法律もございますので、それらについても各部署で、あるいは市ではないところでやっていただく法令がございますので、そちらについても、適用するというようなことで、調整の会議を、庁内だけではなくて、庁外関係機関も含めての調整会議をやっているというような状況でございます。

「思いを」というお話でございましたが、これは、ちょっと私が答えていいのかどうか分かりませんが、思いと言われれば、やはりこの状況を、何としても止めたいと思っておりますし、改善を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 今、行政指導、そして次の段階をやるということですけども、今、個人の陳情とかを拝見させらうと、これは土砂が自分ちの敷地内、また土砂崩れがあるかも分からないというところに持ってきて、所有権に基づく妨害排除請求とか、不法行為による損害賠償請求、これは個人でもできると思うんですけども、なかなか相手があることですから、その請求なり何なりを個人に着せるというのは、できるかといったら、これは大変なこと



だと思っております。その前に、やはり行政が止めなくちゃいけないと。個人でどうぞ請求してくださいといっても、なかなかできるものじゃないですね。やっぱりその心配があるんですね。個人で請求するのかと。そういったときに、やっぱり1つ懸念されるのは、住民の間から行政の不作為責任と。行政のほうで適正な規制を執行しなかったんじゃないかと、そういう懸念も出てまいりと思うんですよね。規制権限の不行使ということで、行政の責任まで問われると。そういうことに鑑みれば、きちんとした法的な対応が必要になるんじゃないかと。

あと一つ、八ヶ代なんかもそうですけど、カラーコーンが置いてあって、道路がかなり毀損しております。これについては、道路法の第22条とかというのは、あると思うんですよね。原因者工事ということで、原因者に対する工事施工命令等があるし、過積載についても、道路交通法、または、道路法で禁じられているので、そういう点の法律を行使して、行政指導にとどまらず、止めるとかっていうお考えとか、行動は取られたか、それについて質問いたします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） おっしゃるとおりで、行政の不作為行為、怠る行為があつてはなりませんので、例えば、私どもが所管している土砂条例に関しましては、それで県北環境森林事務所とはまめに、つぶさに連絡を取り合つて、それで指導書の交付、その文章の内容ですとかそういったところも、しっかり県の指導をいただきながら、この後のやり方についても、そしてこの後の現地の測量なんかについても、指導を仰いでいるところです。

県内で、土砂条例において措置命令を出している例というのが、少しずつ出てきているんだそうなんです。県北でも少しずつ出ていますし、県東でも出ている。そこに我々も追随をして、やっていくようなつもりでございます。

また、全体的に調整のお話なんですけれど、調整会議を3度開いてございまして、直近ですと3月1日に、やはり開催してございます。その中で、道路に関しても詳しい話をしてございますので、詳しくは都市建設課のほうで。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいま、まちづくり課長から説明がありましたとおり、調整会議を3回開いてございまして、市の方針として、そういうことで決定をした際には、道路法に基づく通行止め等をやっていきたいという考えでございましたが、警察との協議というのもございますので、そちらを踏まえまして、やっていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 業者においては、よく上に政策があれば、下に対策ありという言葉がありますけれども、政策とかがなければ、やりたい放題という上に、政策があつても対策を考

えて、抜け穴を考えるんですから、行政については、政策をもって抑止力というか、抑止を働かせていただきたい。

1つには、私は条例を強化する。また、あと一つには、マンパワーですから、監視体制。これは、財政の立て直しという方針もございますので、マンパワーといっても難しいところもございますけれども、監視体制の強化と、条例による強化しかないのではないかなと思うんですけれども、条例においても限度があって、金額も100万円までと、罰則も100万円までとかという限界があるので難しいかなと思うのですが、何をおいても、条例の強化。緩いところは見ていますと、例えば、茂木町、市貝町の議会なんかでも、千葉県、茨城県は、規制がどんどん強化になってくるので、栃木県に来た。栃木県の中でも、どんどん各自治体が、自分たちの町は自分たちで守るんだというところで、規制を強化していくと。そうすると緩いところ、緩いところに流れてくるわけですね。そうして、那須烏山市、本市が緩ければ、ここは行けるぞと。対策ありですから。本市は、地域的にも中山間地域を多く抱えている地域ですから、住民の不安感というのは、やっぱり人ごとじゃないんですね。いつ自分のところに来るか分からないという不安感があるので、そういうことから、緊張感を持って注視していかなければならないとかっていうこともありますけど、呪文じゃないので、行動に即、移していただきたいと思います。

そこで、今、担当課長からも条例について御説明はありましたけれども、私のほうでも、近隣の土砂条例を見比べていますと、先ほどの御説明の中であつたとおり、市貝町のほうでは、これは土砂条例の第2条で、生活環境及び自然環境と保全をうたわれていたり、文言が、努力義務から義務規定になっている。あと、先ほどの説明であつた、周辺住民への説明。これは土砂条例の中に追加されて、やはり努力義務じゃなくて義務規定と、だんだん強く文言もなってきました。

また、その中で、一番ほかの近隣と違う箇所があるのですが、それは、手元に資料があるかどうか分からないのですが、我が市の土砂条例の第16条の第1項第8号の規定があるのですが、これは許可の取消し等というところなのですが、近隣の益子町、茂木町、市貝町、さくら市と見比べると、文言は同じで、私どもの市の条例、那珂川町もそうですけれども、違うんですね。文言が同じでも、条例の規定が変わっているんですね。何が変わっているかという、箇所的には、第16条第1項第8号。うちのほうは、次条第1項から第4項までの規定というふうな文言と、ほかのところは、次条第1項、第3項または第4項の規定というふうに、第2項がうちのほうは入っていますけど、ほかは入っていないんですね。これは、文言のどっちが正しいかどうかということも、これは精査をすべきではないかと思うんですよ。ほかと同じ文言で、違うんですから。手元に資料がないのであれですが、その中では第17条第2項です

ね。これは、許可を受けていないのに取消しはできないというようなことになっているのか。この土砂条例の規定自体の改正というか、見直しも必要なのではないのかなど。ほかと違うということを、同じ条文で違うんですから。それが第1点と。

あと一つ大きく違うところは、手数料。近隣では、許可に係る手数料が、これは第20条第1項であるんですけども、許可申請手数料が2万6,000円、変更許可手数料申請手数料が1万6,500円。譲受け許可申請手数料が1万6,500円です。本市は、許可申請手数料が2万2,000円、変更許可申請手数料が1万3,000円、譲受け許可申請手数料が1万3,000円と、ほかよりも安いんですね。やはり、緩いとか安いとか。これは牛井のチェーン店じゃないですけども、安いとか緩いとか遅い。ほかでは、手数料は高くする。規制は早くする。そして厳しい規制にすると。ここら辺にも、問題があるんじゃないかということなので、条例の改正もさることながら、見直しは、近隣の市町等の条例を見て、早急に進めるべきであると、私はこのように考えますがいかがですか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 議員御指摘のとおり、条例の内容は、一部やっぱり見直しをしなくちゃいけない部分があるかと思います。同じような内容になっていますけど、県の条例は、章立ての上で、35条とかの構成になっています。本市の構成は、やっぱり25条構成とかっていうふうに、ちょっと見直しが必要だなと思いながら、私どもも考えてございます。

今回、例の新法の関係で、新法の話が今日の新聞にも載っていましたので御存じかと思うんですけど、宅地造成等規正法を規制をして、宅地造成の目的じゃなくて、盛土の規制に変えていくということで。条例との関係について、これに関しての研究をしている研究会のほうで、提言をしていらっしゃるんですけど、条例との関係を整理しなくちゃいけないというのがずっとございました。ここに来て法との関係が、危険区域に対しての適用であって、厳しい制限がかかる。罰則なども、かなりの金額で適用されるということになり、条例については、それ以外のところを、恐らくこれまで同様にカバーしていくというふうな形になってくるかと思しますので、そういった法とのバランスですとか、他市町の状況を横並びにしまして、改正をしていく、そんなふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） では、あと一点、お伺いしたいんですが、神長の自治会のほうからの資料を拝見しますと、土砂の搬入をしている時間は、朝5時ぐらいから土砂を搬入しているということが言われております。また、八ヶ代については、道路の毀損、これは過積載が原因じゃないかということがあります。それについて、申請書類の中に、どこまで効果があるか分か

りませんが、誓約書類を入れるというのはどうかなと思うところがあります。例えば、市貝町の条例施行規則なんかにも入っておりますけれども、午前9時から午後5時までというような時間もありますし、神長の状況を見れば、規則でうたわれているからということじゃなしに、書類として時間帯、また、業者については、市のほうの幾ら監視体制を強めるといっても、土曜、日曜、休みのときにやるという方法もありますので、そういうところを誓約書として、地方公共団体の休日に準拠するような誓約書を作るとか、また、過積載についても誓約書を頂くというようなことをすると、より適正な盛土、または、国のほうでもやっている宅地造成ができるんじゃないかと思うのですが、そういった申請書類の追加について、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 条例改正を検討する、具体的内容を検討する中で、やってまいりたいと思います。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この問題については、私は、執行部におかれましては、早急に住民の方、市民の方の不安を払拭するためにも動いていただきたい。少ない人員の中でということで、大変だと思うのですが、やはり付託を受けてやっている以上、市民の模範となるような、自分事として市の方針に従ってやっていただきたいと。市のほうで、もうできなければ議会で動かなくちゃならないぐらいの気持ちを持っておりますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。次の質問に移ります。

市内事業者の支援活動についてでございますが、本市では、新型コロナウイルス対策商工業支援事業として、市独自の事業継続支援金の支給を決定しました。さらに対象要件を緩和し、支給対象を拡大しました。しかしながら、事業主体が情報提供等の支援活動に注力することがなければ、画餅に帰します。支援活動について伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市内事業者への情報提供に関する支援活動についてお答えいたします。

市では、今回の件に限らず、商工業者に向けての市の支援策につきましては、市のホームページや、お知らせ版等を活用して周知を図っているところであります。

また、この度のコロナ禍に際しましては、市の支援策のみならず、国・県の支援策につきましても、支援の種類ごとに体系化するなど、分かりやすく、市のホームページに掲載しております。

今回のように、多くの事業者に制度の周知を行う場合には、商工会の協力のもと、商工会のネットワークを活用して、会員宛にお知らせしているところであります。

議員御質問の市独自の事業継続支援金につきましても、市のホームページや、お知らせ版で

周知を図るとともに、商工会のネットワークを活用して、会員宛にチラシを配布させていただいたところでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この支援については、市長の公約であります、目玉だと思うのですが、私が心配してこの質問をしたのが、やはりホームページ、広報等でやっていることは分かりますけど、申請も今はデジタル化ですから、必要情報を自分で入力したりするセルフサービスになりますし、また、ホームページ等を見られない方、デジタルに疎い方なんかもいるので、情報を発信するという難しさを感じるんですね。なかなか声に出せない、手続ができないという人に、どれだけ共感するかだと思うんですよ。基本的にホームページとかそういうので出して、支援金にしても、申請主義ですから、申請がなければ出さないということになると思うのですが、申請の前段階とすると、今の答弁にもありましたとおり、ホームページ、広報版、商工会を通じての必要な情報を提供するということが、何より大事。それには、大事なのはPRだと思うのです。

それで数字なのですが、どのくらいの方が、今、成果といいますか、今現在で、個人事業者で230件、法人で260件という目標ですけれども、達成率というか、それについて教えてくださいませんか。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 那須烏山市版事業継続支援金の達成率ということで、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

現在、市版事業継続支援金としましては、132件の申請がございました。それとともに、青木議員ほか、数名の方から、市版事業継続支援金の後に、支援対象を拡大したわけなんですけれども、そちらにつきましては、拡大のほうだけでは、現在、8件の申請がございまして、受理しているところでございます。

以上になります。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この那須烏山市版事業継続支援金、これはもともと、経営状況が悪化した市内の法人。これは、事業者等の事業継続を支援することが目的なので、個人230事業者、法人260事業者、この中で、今現在で132件、拡大版で8件と。予算を組んでも、支援にならなければ、あまり効果が上がらないと。じゃあ、どこが問題なのかということになると、やはり制度設計、市のほうでも頑張って拡大版、横出し支援しようとして拡大版をやってくれたということについては、評価をするんですけれども、制度設計がうまくできていないんじゃないかというところがございます。

それについては、例えば、上乘せ支援にしても、県の月次支援にしても、9月の申請分は12月24日でもう終わっていますし、8月の申請分も11月30日で終了。県のほうの月次支援は、もう終了した段階で市のほうが始まっているので、上乘せ支援というのは難しいので、救おうという、市内の事業者を応援しようという発想はいいんですけど、ちょっと制度設計が甘かったんじゃないかなと、私はこのように感じているので、PR不足というのだけじゃなく、本当に市内の自営事業者を支援しているのであれば、資金があまねく行き渡るような支援の仕方が望ましいんじゃないかと、そんな思いでおりますので、またこれは継続して、まだ期間がありますので分かりませんが、この数字では、あまり支援になっていないというような感じを受けますので、何らかしら、担当課を含めて対策を取っていただきたいと思います。

そういう思いですが、これは担当課でもいいのですが、まだ途中経過なのでわかりませんが、成果があまり上がらなかった場合、どんな方策で事業支援するか、その見解だけお伺いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの青木議員の質問でございますが、基本的に、国・県のほうに申請しているところにつきましては、国も県もそうなのですが、新聞をはじめいろいろな媒体を使いまして、制度の周知はしているところでございます。30%以上減額しているような事業者につきましては、そちらの支援は受けているものという認識の下に制度を設計しております。今回、その制度を知らなかったという方に何名かお話を伺いまして、それについては、国・県をはじめ、市もいろいろな媒体を利用しまして広報しているところでございます。

結果、件数が今の全体に行き渡っていないというお話でありますけれども、そこまで減少していなかったところは、当然、申請ができないということになってきますので、私どもで把握しているのは、減少率が20%以上減少している方は、申請していただいているものだという認識の下でおります。そういったことから、今後どうするかというのは、今回の支援金につきましては、今月15日までが申請受付となりますので、そこをもって終了という形を考えております。

また、そのほかの支援につきまして、今、国のほうでは、事業復活支援金という、また新しい制度がございまして、そちらのほうの受付も開始している状況でございます。それらについても、市のホームページや商工会などを通して周知しているところでございますので、そういったものを活用していただければと思っております。

以上になります。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 申請主義に基づく行政ですので、大事なものは、知らなかったということによって、機会損失、受けられるものが受けられなかったと、これが一番大事だと思うので、PRにおいては、情報をなかなか取れない方もいらっしゃるし、ホームページを見られない方、広報もあまり御覧になっていない方もいると思うので、ぜひ、周知に力を入れて、商工会関係者も、できれば、コロナ禍でありますけど足を運んだりとか、いろんな形で方策を考えながら、機会損失のないようにしていただきたいと思います。次の質問に移ります。

信金中央金庫は、企業版ふるさと納税等を活用し寄附を行うことにより、地域に根差した信用金庫と地方公共団体のリレーションの強化を推進しております。地方創生に向けた取組を加速させ、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けている地域経済の活性化及びSDGs達成の応援を企図するものであります。

本市では、チャレンジショップ那須烏山整備・運営事業が、寄附対象事業となりました。本市と信用金庫との関係強化及び事業の推進について伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） チャレンジショップ那須烏山整備・運営事業についてお答えいたします。

答弁に入ります前に、この事業を採択いただき、信金中央金庫様、申請時から親身に御指導、御協力をいただきました、烏山信用金庫様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。お陰さまをもちまして、2月14日に寄附金の贈呈式を行わせていただいたところでございます。

本事業は、市内の空き店舗をチャレンジショップとして改修し、創業間もない事業者到低額で貸し出すとともに、必要な助言・指導を受けることができる伴走型の支援体制を構築することで、将来的な独立店舗による開業の実現可能性を高め、安心して働ける環境の確保や、魅力ある就業機会の創出、さらには、中心市街地のにぎわい創出につなげていくための支援事業であります。

施設の整備や運営につきましては、商工会が事業主体となりますが、市では、信金中央金庫から企業版ふるさと納税としていただきました寄附金を原資に、商工会に補助金として交付するとともに、市や商工会、烏山信用金庫をはじめとする関係機関で構成する運営委員会において、具体的な取組内容を検討していくこととしております。

さらに、烏山信用金庫におきましては、今後の事業展開の中で、直接、事業者に対して、融資や各種相談を行うなど、伴走型の支援をしていただく予定であります。

そのほか、市と烏山信用金庫の間では、地方創生に関する包括連携協定を結んでおりますので、商工業に関することはもちろんのこと、様々な分野で連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） この事業については、信金中央金庫と、それから、ふるさと納税の支援を受けて始まるということで、大変喜ばしいことだと思っております。地元が活性化するというのは大変重要なことなので、その中で1つだけ、先ほどの質問と重複する部分がございますけれども、申し上げれば、財界賞・経営者賞というのを取られました、広島市信用組合理事長の山本明弘さんという方がおいでになりますけれども、金融機関の方、その他、経営者の方は御存じの方が多いと思っておりますけれども、その広島市の信用組合ではどんなことをやっているかという、物すごくこの人は、フットワークと、フェース・トゥー・フェースというので、業績をすごくずっと18期連続伸ばしているんですね。信用組合であっても。現場主義、現場主義と、本当に現場主義に徹して、先ほど、商工会の話も出ましたけれども、PRについても、現場主義ということで、コロナ禍であるのは承知の上ですけれども、フットワークを軽く、そして、フェース・トゥー・フェースでやれば、またPR不足、先ほどと重複しますけれども、情報が伝わるんじゃないか。また、商店街のにぎわいを取り戻すのには、そういったこういう事例が参考になるんじゃないかと。そして、顧客が顧客を紹介するように、商工会の会員のメリットということで、会員の増加につながるんじゃないかと、このように私は思うんですけれども、ぜひ、この機会に、フェース・トゥー・フェース、現場主義という考え方を取り入れまして、取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

本市では、境小学校に小規模特認校制度を導入することで、通学区域外からの児童の転入による複式学級の解消と、学力向上や心の教育等、質の高い学校運営の実現を目指すとしております。特色としては、英語の授業を増やして、英語教育に力点を置くとのことであります。

しかし、複式学級を肯定的に捉えると、異学年の児童と一緒に学ぶ中で、教員の指導の下、上の学年が下の学年に教え、下の学年は、上の学年はすごいと励むことに、地域らしさの肝があると考えます。

また、エディブル・スクールヤードは、学校と子供たち、保護者、地域をつなげてくれる核となると考えますが、見解を伺います。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 境小学校の小規模特認校におけるイエナプラン教育とエディブル・スクールヤードについてお答えをいたします。

現在、境小学校の複式学級解消と教育の質の維持を目的に、小規模特認校の準備を進めております。

議員のおっしゃるとおり、複式学級を肯定的に捉えるならば、普段の授業から、異年齢の交流活動が実施できるという点において、メリットといえると思います。異年齢って、ちょっと



耳慣れない言葉なので、学校のほうでは、異学年というふうな言い方をしていますので、そちらに換えさせていただきますが、異学年の集団における子供同士の学び合いについては、お互いの違いを受け入れ、相手を尊重する姿勢の育成につながり、引いては社会性の基盤となる、自己有用感の獲得に結びついていくと考えられます。

議員御指摘のイエナプラン教育、エディブル・スクールヤードは、教室という従来の枠組みにとらわれず、異学年、異校種間での交流を通して、豊かな人間形成を図っていくことが大きな狙いとなります。

来年度から始まる境小学校の小規模特認校は、それらを否定するものではなく、むしろ、これまで異学年交流ということで、縦割り班活動の一環として、クラブ活動や委員会活動、また、特別活動や学校行事、清掃活動などにおいて、積極的に取り組んできたものを継続していくと考えられております。

授業におきましても、高学年と一緒に同じ教室で学ぶというような異学年交流も進めておりますので、そういった部分について、さらに境小学校にとって有用となるように、また、境小学校のみならず、全ての小中学校で、そういった形でイエナプラン教育とエディブル・スクールヤード等の利点を生かしながら、教育活動を進めてまいりたいと思っております。

また、コミュニティ・スクールにおきましては、特に境小学校等において、おはやしの体験学習や、ジオパーク学習、学校を核とした保護者や地域の方々の連携による教育活動が、実践されております。いずれも、教室や教科書だけではなく、人と関わることの喜び、自分の存在を価値あるものと受け止める感覚を得られる、貴重な学習の場となっております。

今後も境小学校においては、小規模校ながらの特色を生かし、少人数指導による、きめ細やかな指導とともに、子供たちの社会性の育成を図るための活動が実践できるよう支援してまいりたいと思っておりますし、ほかの小中学校におきましても、そういった観点で教育を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 1番青木敏久議員。

○1番（青木敏久） 教育長からの御答弁をいただいて、既に取り組んでいらっしゃる。境小学校のみならず、ほかでも取り入れているということですので、大変ありがたいことだなと思っております。

これについても、今、教育長から御答弁ありましたけれども、やはり過疎地域持続的発展計画の中で、学校教育においても、地域と一体となった、特色ある学校づくりを推進しますという文言がございますので、地域と一体となった学校づくり、これが、我々の住んでいる那須烏山らしさにつながるのではないかと思います。

そこでやはり、私は先ほど英語教育、これは方針もあってやぶさかではないんですけれども、

人の行く裏に道あり花の山という、これは株式に対する用語ですけれども、やっぱり人と同じでは、ほかと同じでは地域らしさが出ないと、こんな思いで質問をさせていただいたわけがあります。人の行く裏に道あり花の山と。ちょうど、境小学校の後ろは、花立峠憩の森公園がありますね。やはり、特色を生かすというのには、そういったイエナプランとか、エディブル・スクールヤードが合っているんじゃないかと、そんな思いがありまして。特に、これは幕末にスイスから来た、エメ・アンベールという方が本を出していますけれども、幕末に日本に来て、何を感心したかっていったら、「いろはにほへと」を寺子屋でやっていたと。日本のアルファベットということ言っていますけれども、その内容を聞いたら、びっくりしたと。日本では、こういう教育をしているのかと。「色は匂へど散りぬるを」という無常観みたいなものをうたっているということで、子供のうちからと。こういうところにヒントがあるんじゃないかと、私は思っております。

特に英語を話せるのもいいですけれども、日本の子供たちが、日本の文学、古典なんかをすらすら読んだら、私は、これはすごいんじゃないかなと。そういうのを暗記したり、暗唱させるという教育は、地域らしさの要になるんじゃないかと、そんな思いであります。

また、エディブル・スクールヤードについても、これは、私も小学校のときに何を隠そう、小学生のときですから40年以上前ですけれども、学校の後ろで田植をしたという写真がこれなんですけど、あるんですよ。もうその頃から、こんなことをやっていたのかなと。学校の中に、田植とはいかなくても、少し野菜を植えたりというのは可能かなと、そんな思いでいるので、遠くに行くと、子供たちは移動するのが難しいという場合でも、学校の一角でやることも可能ではないかと、そういう思い出もあるので、ぜひ、取り入れていただきたいと。

最後の1つだけお伺いしたいのですが、境地区には、レインボーハウスがございますけれども、この中で、自主学習や体験教室を通じて、集団に適応する能力の育成ということがあります。その活動内容に栽培活動なんかもございますので、もし、レインボーハウスに通っている方も、境小学校に行けるようなことになったら、これはすばらしいんじゃないかなと思うので、教育長に、レインボーハウスの子供たちは近いですから、送っていても、また、子供の増加につながるので、見解だけいただけますでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 非常に有意義な御提案をありがとうございます。レインボーハウスにつきましては、現在、森林組合の事務所のほうをお借りしていて、間もなく、旧境診療所のほうに移転するというので、若干、100メートル程度ですが、また、境小に近くなりますので、保護者の了解を得ながら、参加を進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（渋井由放） 以上で、1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、改めましてこんにちは。

明日の3月3日は桃の節句で、日本では、めでたいひな祭りを迎えておりますが、突如、ロシアとウクライナ軍による戦争が勃発いたしまして、世界中を揺るがせていることは、皆様方も御承知のことと存じます。そこで、次に我が国が恐れることは、中国軍による尖閣列島の実行支配であります。日本は、平和国家として長く続けていますが、世界の歴史に鑑みれば、戦争と平和が繰り返されておりますので、それを決して忘れてはならないものと存じます。コロナ感染拡大も、ロシア軍の戦争も、全く予測しない中で起こり、今も続けておりまして、世界中の人々の心を苦しめておりますことは、重く受け止めなければならないものと思っております。

さて、我々市議会議員の任期の4年間が過ぎ去るのは早いもので、いよいよ今回の定例会をもって、間もなく任期満了となるところであります。その間、皆様方には、大変お世話になりました。心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、市議会議員の責務として、この4年間の定例会では一般質問を毎回、欠かさず行わせていただきましたから、その間に16回登壇し、67項目の中から116点につき、市長、教育長から答弁をいただいております。その主なものを、昨夜、拾ってみましたら、一般行政に関する質問が27項目。教育長に対しては20項目。その他、災害に関するものが8項目、農政7項目、それにコロナ関連の質問が5項目。以上、67項目でありました。

そこで、一般質問をしまして課題とするところは、執行部の議会答弁の対応であります。執行部では、議会終了後は、答弁内容を担当部署や関係する部署内で共有し、責任を持って答弁内容どおり進捗されているのか否か、それを確認しておられるのでしょうか。私の場合、一般質問がなかったら議会活動は半減する、半分で済むと、そう思っております。それほど一般質問を重視していることから、市長、教育長の御答弁が、その場限りであったとするなら、議会は単なる儀式、セレモニーに過ぎません。そのことをよくよくお考えの上、御答弁をいただきたいと、そう思っているところであります。

ではこの先、通告どおり市民憲章の制定等、5項目の中から8点につき、質問席から申し上げたいと思います。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、まず、1項目め。市民憲章の制定についてから質問を申し上げます。

市民憲章につきましては、2町合併当時、南那須町にのみ町民憲章として制定されていたことから、合併協議会の中で、合併後の新市において、市民憲章を定めるとされていたところがあります。これは、平成16年12月3日の第3回合併協議会のほうで、そのように決めておりました。

その合併後、既に16年が過ぎた中で、市長も大谷市長から川俣市長に代わっていながら、制定の気配すら見せておりません。市民憲章とは、日本国憲法の中で定めた国民の三大義務同様、本市民が、まちづくりのために自ら守らなければならない事項や、まちづくりの基本理念などを定めたものと存じます。

昨年10月、市長選挙の際、掲げられた3つの公約の中の、市民と協働のまちづくりを真剣に目指そうとするなら、まずは市民憲章を制定し、全市民に向け、歴史あるふるさとに誇りを持たせ、共に豊かな未来を築くための目標を持たせる必要があるものと存じます。

川俣市長には、このことをいかにお考えかお伺いをいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず、市民憲章の制定についてのお答えをする前に、中山議員からお言葉をいただきましたので、お返事をさせていただきたいと思います。

この一般質問は私にとっても、とても大切な場だと思っています。皆さんは、市民の代表でありますし、いただいたお言葉を大切に、私の中では答弁をさせていただいています。答弁をつくる段階で、執行部は一斉に、どのようにするかと考えさせていただき、答弁をさせていただいています。その中で、改めた意見とか、御意見をいただいたことには、もう一度、振り返らせていただきまして、全庁職員に通達できるように計らっております。なかなか全てを解決することや、同調することができないこともありまして、進まないこともあります。今後、なるべく皆さんの御意見を反映できるよう進めていきたいと思っておりますので、誠意をもって務めますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、市民憲章の制定についてお答えいたします。

市民憲章につきましては、市民一人ひとりが、まちづくりに主体的に関わっていくための目標や、スローガンを表したもので、市の一体感を醸成するための重要なシンボルとなるものであり、市民と協働のまちづくりを進めるに当たって、土台となるものでございます。

平成29年度に制定作業を進めた経緯がございますが、制定を諮問した総合政策審議会からは、市民を交えた丁寧な合意形成が必要不可欠であり、もう少し時間をかけた議論が必要であるとの答申を受けたところでございます。これを受け、改めて機会を捉え、制定に向けた検討を進めるという結論に達し、現在に至っている状況であります。

この間に、本市の知名度向上や、シティプロモーションの推進における効果的な情報発信とともに、市民憲章の策定につながるができればと考え、本市のキャッチフレーズ「五感で楽しむ那須烏山」を策定したところであります。

現在、新型コロナウイルスの感染防止対策を最優先事項として取り組んでいるところであり、策定作業をストップしている状況でございます。合併20周年を節目に迎える令和7年度までには制定ができるよう、準備を進め、皆さん、市民に浸透できるように努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 合併の20周年記念までには制定する見込みだと、そのようなことで、一応、私も理解をしたところであります。

私の前に、先ほど、質問をいたしました青木議員。1期生ながら、執行部に対しては動きが鈍いと指摘されていますことから、市議4期目に私には、さらなる厳しい質問もしようかなど、そう思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それで一点申しますが、私は一番後ろの席から執行部を見ていて、市長答弁、教育長答弁に対して、執行部の皆さんは、ペンが動いていないんですね。やはりこういう問題に対して、市長がどう答弁したのか、教育長がどう答弁したのかっていうことは、簡単にメモをして、それを、今はどうなっているか知りませんが、毎日の朝礼の際、昨日の議会ではこういうことがありました。だから、皆さんも御承知おきくださいと。課員の皆さんに、大抵そういうふう伝えること。それが、私は執行部の課長の責務ではないかと思っておりますので、そういうふうなことになるように、私は期待を申し上げます。

それで、市民憲章ですが、私も県内全部の市町の状況を把握したわけではありませんが、少なくとも、宇都宮市をはじめ、那須烏山市に近隣する市と町、例えば、那珂川町、さくら市、高根沢町、市貝町、芳賀町などは、既に、もう遠の昔に市民憲章というのを制定しております。

これは、担当課長、県内の制定状況について何か把握しているところがあったとすれば、この点について、1点お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど、市長の答弁の中にも、平成29年度に制定に向けて、議員提案に向けて総合政策審議会の前段として、その中で申し上げたときに、県内の状況を踏ま

えた上で、本市の制定の素案について提案するところをございましたので、県内の状況については把握してございます。

現段階の手元資料として、制定状況をもう一度、その内容は資料を持ってきていないので、改めて、御報告申し上げたいと思います。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） それでは、市民憲章については、これで終わるといたします。では、2項目めの質問に移らせていただきます。

これは、犯罪被害者を支えるための見舞金支給条例の制定についてであります。

本市では、自然災害により死亡した遺族に対する災害弔慰金や見舞金支給に関する条例は、既に制定されまして、運用されているところであります。しかしながら、犯罪により、ある日、突然命を奪われたり、心身に言い難い傷を負った場合の犯罪被害者を支えるための見舞金制度は、いまだ制定されておりません。

近年の日本社会の中で起こる犯罪の動機の中には、誰でもいいから殺してみたかっとする無差別殺人や放火犯など、全く無関係な人に危害を与えている犯罪が、しばしば発生しております。これらの犯罪は、日本社会の病んだ一面をさらけ出しているところでありますから、被害者は、運が悪かったとして済まされるものではありません。これらの被害者に対しては、既に国による犯罪被害者等給付金制度や、栃木県でも、昨年12月に創設した、犯罪被害者や遺族に対する見舞金給付制度があります。

そこで、最も身近な市民が犯罪被害者になった場合、市も見舞金支給条例を制定し、支給策の充実を図るべきではありませんか。そこで、市長が常に言われる、市民に寄り添った市政の実現につながるものと存じます。市長、いかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 犯罪被害者等見舞金支給条例の制定についてお答えいたします。

犯罪被害者の支援につきましては、犯罪被害者等基本法により、地方公共団体の地域の状況に応じた施策の策定及び実施する責務が規定されており、犯罪被害者や遺族には、国の給付金制度が適用されます。支給には時間がかかるため、自治体が速やかに支給する見舞金により、被害者や家族を経済的に支える、犯罪被害者等見舞金支給条例の制定が求められています。

こうした動向を受け、栃木県においては、令和3年3月、栃木県犯罪被害者等支援条例が制定されたほか、小山市においても、令和3年3月に支援条例が制定されたところであります。しかしながら、栃木県内の制定状況は全国的にも低い状況であることを受け、昨年9月、栃木県警本部から、犯罪被害者等支援条例の早期制定に関する要請を受けたところであります。

要請を踏まえ、本市におきましても、実情に即した、そして市民に寄り添った支援を行うた

め、県内市町の動向、本市の犯罪発生状況等について情報の収集を行うなど、条例の制定に向けた具体的な検討を進めています。

私も市長になる前は、この支援者委員になっておりましたので、同じようなことを考えておりました。実は、たしか栃木県内で3年前ぐらいですかね、被害者の会の展示会がありまして、そのときの御意見で、たしかこのように動いてきたのかなと、私の中では思っています。加害者のほうには、結構支援があるのですが、被害者には少ないというので、たしか、金額的な制度も。たしか、私たちの市とか町でつくっている被害者支援も、実務的なもので、金銭的なものはちょっとなかったもので、今後これをどういうふうにしていくかが、課題だと思っています。地域によってとか、市町によって、金額、払い方、あとは名目とかも違ってきますので、その辺も検討させていただき、けがの重さなのか、死亡とかいろんなもので体系が違うのか、その辺も検討させていただくことがあると思いますので、ちょっとその辺は決まり次第、皆さんに御報告できると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（洪井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 殺人とか放火犯というのは、明らかに特定の人物による人為的なものでありますが、その犯人を生み出したのは、我々、社会全体に責任の一端があるものと思っております。犯罪被害者を支えるために、市はいかにあるべきかと考えたときに、被害者に見舞金として公金を支出するのは、私は、これは妥当ではないかと思っております。

県内でも、もう既に小山市、大田原市、さくら市、高根沢町が、制定済みのようであります。さらに、今朝の新聞を見ますと、一般質問の中で、真岡市ですけれども、条例制定に向け、既に着手しているとのことでもあります。この見舞金は、私は、国のほうはいかほどの額か分かりませんが、遺族に対して県は60万円、重傷病の被害者には20万円を給付しているようですね。それらによって、葬儀代とか医療費、弁護士費用など、被害者の経済的な負担を軽減させているとするものであります。

市町の場合は、県の額の約半分のようですね。見舞金は、遺族に30万円、重傷病者の場合は10万円。さらにきめ細かな給付制度を設けているところもありますので、そういった先進事例を見ながら、本市でも速やかに制定されるよう希望いたします。では、3項目めの質問に移ります。

幼児または小中学生が事件の当事者であった場合の、市の対応策についてお伺いをいたします。

近年は、未成年者が暴力の被害者、または加害者になる、痛ましい事件の例が、新聞等ではしばしば報道されているところであります。その未成年者のうち、特に乳幼児または児童・生徒が事件の被害者になる、親が子供への虐待・暴力事件、または、小中学生間のいじめ問題等が、

時には刑事事件として扱われているようであります。そのような、市民の不幸な事件に対し、市当局は、当事者に寄り添った支援が必要ではないかと思っております。

事実、本市内で昨年末に発生した、父親が中学生の我が子に暴力を振るった事件が新聞沙汰になったことは、御記憶のとおりであります。この事件は、警察署が父親を逮捕し、子供は児童相談所のほうに預けると報道されておりましたが、被害者が、本市内中学校の生徒であったことから、私は、親子の将来を考え、これら不幸な事案に市はいかに対応すべきか。市は、傍観者であってはならないものとの思いから、今回の質問に加えたものであります。

そこで市は、これら未成年者が関わった事案に対し、いずれの部署が、いかに対応されているのでしょうか。その実態について、お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 未成年者が事件の当事者であった場合の市の対応についてお答えいたします。

児童虐待事案の対応につきましては、児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、事務局であるこども課が中心となり、児童の状況把握や関係機関との連携に努めるとともに、対象児童と、その保護者への相談、支援、指導を行っています。

小中学校においては、文部科学省が定める「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」に基づき、虐待に気づいた際は、専門機関へ速やかに通告、または情報提供を行い、子どもの安全を最優先に対応に当たることとしております。また、保育園・幼稚園においても、同様の対応を行っております。

初期対応の事後においては、関係機関との連携を図り、対象児童の安全確保のためのモニタリングや、保護者からの相談に応じるとともに、助言、支援、指導を行っています。

なお、報道につきましては、発生した事案により、当事者である児童等の日常生活に支障をきたすことがないように、関係機関に、できる限り配慮を求めていますので、御理解をお願いしたいと思います。

小中学校における事案の対応につきましては、教育長から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 全体につきましては、今の市長答弁のとおりでございますが、特に学校についてということでお答えいたします。

本市で小中学校に通っている児童生徒が事件の当事者であった場合、学校と教育委員会、こども課、警察など、関係諸機関との連絡を密に取りまして、情報共有に努めるとともに、必要に応じて、学校への適切な指示、支援を行うようにしております。



また、事件等の内容によっては、スクールカウンセラーや、すこやか推進室の心理士による相談が速やかに行える態勢を整え、児童・生徒の心のケアに対応できるようにしております。さらに、事件の早期発見、早期対応が取れるように、児童・生徒の一番身近な存在である教職員が常にアンテナを高くし、日常の観察から子供たちの変化に敏感に気づけるようにしております。そのためにも学校では、職員研修を通して、児童生徒の観察の視点や虐待対応についての基本的な情報共有に努めておりますし、今後も、さらにそれを進めてまいりたいと考えております。

児童虐待につきましては、学校の対応とか、まず、学校が児童・生徒の、ちょっとあざがあるんだけどというような状況がありますので、そういった際には、こども課と連携を取りまして、児童相談所のほうに通告すると。また、場合によっては、児童相談所のほうから警察のほうに行って、大変残念ながら、今、議員がおっしゃったような事例に発展しているというような状況もございます。

また、当事者というか、加害者になってしまったというような場合につきましては、学校の職員は、実は外部の車両が学校に入ってくるということを、非常に忌避する考え方がございまして、特に警察関係のパトカーや、消防署の消防車両はいずれにしても、救急車両等について、なるべく呼ばないでというような考え方が、残念ながら、心の中に若干あると思っています。一応、校長会その他、いろんな職員研修の際に、救急車は率先して呼びなさい。ましてや、職員が運転して病院に連れていく。または、保護者を呼んで連れていってもらう。保護者が来る前に、容体が急変したらどうするんだというようなことで、救急車については、率先して呼びなさいというような話を、毎回しております。校長先生からの電話で、「すみません、救急車を呼んだのですが」「すみませんと言うんじゃない」というような話も、しているような状況でございます。

また、暴力、その他の事案については、特に年齢等を考えて、場合によっては、警察の介入をお願いするというようなことも、当然、考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一応、理解をいたしました。

ただ、私は、この質問は、市長、教育長に、私が申し上げたいことは、事件の解決処理に、警察や児童相談所に任せることなく、市も当事者に寄り添った心の支援、これが必要ではないかと私は思っているのです。時には、市長、教育長、または、担当課長が当事者に面談をするなどして話を聞いて、心を癒やしてあげること。そして、将来のことについても、一緒に相談

に乗ってあげること、これが、ぜひ、必要ではないかと私は思っているところであります。

それで1点、お伺いしたいのですが、先ほど、私が最初に質問の中で申し上げました、刑事事件となった事例、親が子供を殴ってしまったという事件なのですが、この場合、市のほうでは、いずれかの課が何らかの対応をされたのでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 中山議員がおっしゃっております、新聞報道された事件につきましては、こども課のほうで情報共有させていただいております。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、当事者と面談をして、様々な面でお話をしたと、そう理解してよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） そのとおりです。初期対応のほうを行った後に、関係者のほうと、家族等、助言であったり、あとは支援、指導のほうを行ってまいりました。

以上です。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 虐待事案等につきまして、先ほど、申し上げたように、学校で傷等を発見した場合には、こども課に。そして、こども課から、児童相談所のほうと連携してやっておりますが、ただ、学校においては、卒業するまで、その児童・生徒、または、保護者と付き合わなければなりませんので、一過的な対症療法的に、その事例だけではなくて、その後も継続的に、先ほど申し上げたようなスクールカウンセラー、または、うちのほうの心理士等で、面談・助言等を続けてやっていくというような状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） こういった事件は、後から後から発生するかもしれませんので、これらの事例を参考にしながら、心に寄り添った対応を、ぜひお願いしたいと、そう考えているところであります。

○議長（渋井由放） 中山議員、今、佐藤総務課長から、市民憲章の制定状況というのが届いたということなので、よろしいでしょうか。

○15番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 大変遅れて申し訳ございません。栃木県内の市町の制定状況でございますが、本市と、那須塩原市を除いたほかの市町については、現段階では全て制定済みと

なっておりますので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 那須塩原市は制定済みのように。私はスマホでも調べてみたのですが、そのようになっていたのですが、じゃあ、スマホが間違っていたのかな。いずれにしても分かりました。

では、4項目めの質問に入ります。本市農業への支援策についてお伺いをいたします。

去る12月定例会一般質問の中で、本市農業の振興策について伺ったところ、市長には、農業の現状をよく理解されているものと受け止めております。

そこで今回は、振興策に向けた具体的な支援策につきまして、次の4点についてお伺いいたします。まず、そのうちの1点目です。

農業政策について伺います。

市長選挙公約の中の農業政策について挙げられた、持続可能な農業の振興に向けた、農業生産組織や担い手の育成支援について、その実現に向けた具体的な支援策をお伺いいたします。例えば、今回の令和4年度の予算の中に何か入れたのか。その予算額があるとすれば、事業名とか、予算額についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 農業政策に向けた具体的支援策についてお答えいたします。

少子高齢化や人口減少に伴う農業従事者の減少をはじめ、後継者や担い手不足、新型コロナウイルス感染拡大の影響による、各種農産物の消費低迷、米価の下落など、本市の農業を取り巻く情勢は、大きく変化しております。

公約の中にあります、農業政策における具体策につきましては、今後の国や県、様々な支援策を補完するための支援事業を検討してまいりたいと考えております。

本市では、これまで農地の維持や保全、農地の集積、集約化を推進する農業経営基盤支援をはじめ、新規就農者や、認定農業者などの人材育成確保を推進する人材促進支援、高収益農業を目指すことを推進する園芸振興支援、安定的な水稻生産を推進する水田農業支援、畜産の生産拡大を推進する畜産振興支援、農地や農業用施設の機能維持、向上を推進する農業農村整備支援など、数多くの支援を行ってきたところであります。引き続き、農業情勢の変化に対応しながら、各支援内容を精査しつつ、拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、令和4年度からは、約四半世紀ぶりに事業に着手いたします、下川井地区の土地改良事業につきましては、本市のこれからの地域農業の在り方を方向づける大きな事業となることから、財政的な支援を含め、事業完了に向け、一層の支援を行ってまいりたいと考えておりま

す。

新型コロナウイルス感染状況など様々な要因により、目まぐるしく変化する農業情勢の動向に注視しつつ、様々な施策の展開を関係機関、関係団体と協議しながら対応してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 令和4年度の農業関係の予算を見ても、補助金、負担金関係の欄を見ても、特に変わったところが、私には見いだせなかったものですから、ちょっとこれは市長の公約とは違うのではないかと。市長2期目のうちの1年目は、あんまり農業に関しての関心が薄いのかなと感じたところであります。ぜひ、これは先ほど言った、下川井地区の土地改良、これは進めるべきではないかと思っておりますが、これは、本当に下江川地区の一部分の農家に対しての支援ということになりますから、これから、さらに那須烏山市全体の農業を見渡した中での支援策を、持続可能な支援策を、ぜひ、私は考えていただきたいと思っております。これは、農政課長も、どうぞ責任がありますから、御努力をお願いをしたいと思います。

これは、よその市町でも様々な方策を取っていますので、これは情報収集も、ぜひ、必要ではないかと。それで、市長とも協議をして、新たな振興策を期待しております。

じゃあ、次は2点目の農業団体の支援について。これは、具体的にお金の問題ですが、この農業団体の支援金と、商工業団体等、ほかの団体の支援金を比較しますと、双方には相当の開きがあり、均衡が図られているとは思われません。

例を挙げれば、土地改良区の育成補助金。これは、烏山土地改良区のほうが120万円、南那須土地改良区のほうが72万円、合わせて192万円です。それに対して、商工会の運営補助金が1,300万円ですね。それ以外に、シルバー人材センターとか、農業公社とか、様々な運営資金を助成しているわけなのですが、これら運営資金の交付に当たっては、交付団体の実態などを調査するなどして、交付額を見直すべきではないでしょうか。このことを、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 農業団体の運営支援策についてお答えいたします。

農業団体の支援につきましては、意欲と能力のある多様な農業団体の健全な育成と確保を図るため、その活動や運営に対し支援を行っているところであります。

現在のところ支援のほとんどは、運営費補助金として交付しており、那須烏山市農業再生協議会、那須烏山市農業公社、各土地改良区などの基幹的団体のほか、那須南農業協同組合内の各営農部会、八溝そば街道推進協議会、病害虫防除協議会、酪農組合、様々な外郭団体等を対象としているところであります。

いずれの農業団体の支援についても、適正な活動や運営に対して補助することを目的としておりますが、類似団体に対する同じ補助金であっても交付額に差異があるなど、一律に均衡が図られていないところでございます。合併当時から、団体の統廃合をはじめ、類似団体等に対する補助金の統一化を検討してきたところでありますが、構成員数や事業規模、各団体の考え方、過去の様々な経緯などが要因となり、容易に一本化できずに、現在に至っているところであります。

一方で、可能な限り農業団体の総会や会合に私自身が出席したり、農政課長が出席し、実績報告書や、活動実態を調査・把握することで、予算計上に際しては、内部で慎重に協議を行っているところであります。議員の御指摘のとおり、今後も農業団体の活動実績に則した適切な運営補助金の執行に努めてまいりたいと思っております。

いろんな部署で、もともと持っている財産が違ったり、いろんな状況がありますので、その辺に鑑みて今のところは対応していますが、今後はより一層、議員の提案のとおり、修正・改正していくことが必要であるところは各種ありますし、統合を速やかにする部署もありますので、その辺を考えていきたいと思っておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 補助金・助成金というのは、中身は、1つの事業を実施して、その事業に対して何割を補助するというような補助金と、単に団体運営のために市が助成をする。団体運営というのは、その中には、ほとんどは人件費ですね。人件費、燃料費、消耗品と、それらにかかる経費に対して市が助成してやろうということで、ずっと長年続いているわけなのですが、どうも、繰り返しますが、これが、均衡が図られていないんじゃないかと思ってるんですよ。

例えば、土地改良関係は、烏山・南那須を合わせて、組合に参加している者だけでも1,890戸ですね。それに対して、合わせて僅か192万円ですね。じゃあ、商工会の運営費は、1,300万円ですよ。これは商工会って、私は、何人ぐらい今は会員がいるか分かりませんが、相当これも減っているそうですよね。それと、シルバー人材センターも740万円。これも、人件費ですね。会員は、実際には百二、三十人。200人に達しておりません。その状況ですよ。農業公社は、もうずっと人件費1人分ということで、これは交付しているんじゃないかと思っております。観光協会も1,100万円。これも多分、人件費に使われているんじゃないかと思っております。一番多いのは、社会福祉協議会の2,990万円ですね。これも多分、人件費等を目的に補助交付しているんじゃないかと思っておりますが、これらが果たして均衡が取れているのかどうか。やはり私は、農業に対しても、もっと支援すべきじゃないかなと。本当に今の農業は厳しい状況にありますから、それらに対して農業団体の補助金というのは、もっとも

っと増やすべきじゃないかと思っています。

土地改良団体の内容を、ちょっと昨日、農業会館に行って見せてもらいましたら、非常に厳しい状況ですね。職員給与を含む運営費というのは、これは各農家から徴収しているのですが、不足すれば、やむなく引き上げをするというような状況で、今、米価も引き下げている。さらに、後から申し上げますが、転作率も増えている中で、本当に担当者は心苦しいんだと、そう言っておりました。これら農業の事情も、ぜひ、お考えをいただきたいと思っていますところであります。

そこで、もう一つお伺いしたいのですが、これは、先ほど言った、土地改良団体の補助金です。烏山と南那須、これはもともと合併当時は、烏山200万円、南那須100万円、200万円、対100万円と、そういうような差がついていたんですよね。これは何回も私は質疑して、だんだん、だんだんこの差はなくなっはきていますが、いまだに大差があります。これは実態を見ますと、烏山よりも南那須のほうが戸数も多い。さらに、農地面積も、およそ烏山よりも倍あるんですね。そんな状況で、なぜこのような交付の仕方を続けているのか、私は疑問を持っています。令和4年度の予算も、この額になっておりまして、これから変えることができるのかどうか分かりませんが、十分検討していただきたいと、そう思っております。

このことについて、何か、課長はありますか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 烏山土地改良区と南那須土地改良区の補助金運営でございます。

中山議員御指摘のとおり、烏山土地改良区が120万円、南那須土地改良区が72万円。大分、合併当時の格差を是正するために近づけてはおりますけれども、市長答弁にありましたように、どうしても規模の問題であるとか、土地改良区に加盟する加入者数、過去の経緯とかいろいろありますので、一律に統一できないというのが現状でございますけれども、なるべく、烏山土地改良区、南那須土地改良区の合併も視野に、この補助金等の見直しについても、随時、検討を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 課長ね、これも調べてみたのですが、こんな小さいところで、ここで議論すべきじゃないかもしれませんが、烏山土地改良区は、大きな運動公園の市の事務所を使っていますね。上下水道料とか、全部、市が負担しているようです。反面、南那須土地改良区、これは農業会館の中で、借家料は年間4,000円だそうです。そのほか、上下水道料から、電気料、これは合わせて55万8,900円ほど、およそ59万円もこっちは払っているんですよ。だからそういうところにも、相当の差がありますので、それらの実態も、ぜひ、

課長は調査していただきたいと思っております。

では、次の質問、米価下落への政策についてお伺いいたします。

前回の質問の中で、米価下落の要因は、主に新型コロナウイルス感染症拡大による外食産業の販売の落ち込みによるものであるから、米作農家に対しても、企業や個人事業主と同様に、支援の手を差し伸べるべきではないかと申し上げたことは、市長も御記憶のことと思います。

そこで、何らかの支援策を図られたのでしょうか。今後の支援策があれば、それも併せてお伺いをいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 米価下落に対する支援策についてお答えいたします。

令和3年産の栃木県産米の価格につきましては、前年比27%減の1俵当たり9,000円と大幅な下落となったことは、既に御承知のとおりであります。

その要因につきましては、人口減少に伴い、米の消費量が年々低下していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外食・中食産業の業務用米の需要が顕著に低迷したため、民間在庫量が適正水準を大きく上回った結果によるものであります。

このような状況に鑑み、米価の下落に対する支援策につきましては、先の12月定例会の中山議員の一般質問の中で、水稻生産農家の継続的な経営を維持するため、国や県の支援策を注視しつつ、関係機関と連携し、様々な支援を講じていく旨の答弁をさせていただいたところであります。

現在のところ、国や県におけます米価の下落に対する減収補填措置はありませんが、県内の一部の市町では、対象者を認定農業者や認定新規就農者などに限定した上で、令和3年産の主食用米の作付面積に応じて、助成金の交付を予定しているところもあるようでございます。

本市におきましては、令和3年中の農業所得が減少に転じる状況が見受けられる場合には、米価下落に対応した支援策について、検討してまいりたいと考えております。

今後も人口減少・高齢化等による主食用米の消費減少が見込まれる中、米価格安定のために、需要に応じた主食用米の生産を進める必要があることから、将来を見据え、主食用米から収益性の高い作物への転換について、関係機関と連携の上、推進してまいります。

そのほか、自然災害の減収補填の対象となる水稻共済保険から、新型コロナウイルス感染拡大影響などのケースを含む、あらゆるケースが減収補填の対象となる収入保険制度へ、全ての農業者が加入しやすくなるよう、加入要件の緩和や、高額な保険料の引き下げについて、国や県に働きかけているところであります。

引き続き、国・県の支援策を活用するとともに、近隣市町と歩調を合わせながら、対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 近隣市町に歩調を合わせているということなのですが、米価下落への支援として、矢板市では、もう昨年12月に既に作付応援金として、認定農家を対象に10万円を交付するとしています。那須町でも、今年1月の臨時会の中で、米価下落の影響に苦しむ米農家の支援金として、これが3億5,200万円も補正予算で可決をしています。さらに、日光市でも、稲作支援に補助金を創設するとしていますし、隣のさくら市でも、支援金を3月までに交付するとしております。このような状況でありますから、これは早急に、それらの検討をしまして、那須烏山市は決して、こういった付近の市町に引けを取らないような補助制度を希望いたします。

では、もう一点、今年の米作農家への新たな支援制度についてお伺いをいたします。

令和4年主食用米の作付参考値が、昨年末、報道された中で、本市は対前年163ヘクタール減の1,141ヘクタールに驚いているところであります。この数値からしますと、今年の減反率は53%を超えますから、米作農家には、さらなる生産意欲の低下を招くものと思っております。

そこで、農家の所得確保の新たな方策等をお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 減反政策に対する支援についてお答えいたします。

昨年の12月に栃木県農業再生協議会より、令和4年産米の作付参考値が示されたところであります。栃木県全体では、令和3年産と比較して、作付面積で6,389ヘクタール、数量換算では3万4,502トンの減少となっており、本市では、作付面積が163ヘクタール、数量換算で888トン減少するということとなります。非常に厳しい配分が示されました。その結果、本市の令和4年産米の作付率は46.6%、生産調整率は53.4%となり、実に、所有する水田の半分以上が減反を余儀なくされる事態となったところであります。生産農家には、この配分率を反映した令和4年産米の営農計画書を、既に送付させていただいているところであります。

国からの減反政策に対する支援につきましては、これまで以上に、主食用米の生産目安である作付参考値の範囲内での適正な生産を促し、主食用米以外への作付転換を強化することを基本方針として、各種助成事業を提示しているところであります。

本市におきましても、主食用米から需要のある高収益作物へ作付転換を図るため、産地交付金の地域枠を活用し、麦、大豆、そば等への生産性向上助成のほか、県の指定品目野菜に地域特認作物として、カボチャを加えた露地野菜への生産振興助成等を実施しております。また、市単独事業として洋野菜生産助成を実施しており、本市の地域性を活かした高収益作物への導



入、定着化を促進しているところであります。

予期せぬ要因とはいえ、昨今の水田営農を取り巻く危機的状況を好転させるためには、全国の水稲生産農家が一丸となって取り組む必要があります、本市独自の支援策、努力目標だけでは、打破することは困難であります。農業再生協議会を中心に、国、県、市町、JAなどの集荷団体、農業者団体が協力し、需要に応じた生産の推進・支援を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 申し上げたいことはたくさんあるのですが、残り時間が僅か7分になりましたので、最後の質問。

国見地内棚田の現状と保全策についてお伺いをいたします。

棚田は貴重な国民的財産として、その保全や維持を目的とした、棚田地域振興法が令和元年6月に成立しております。それに伴って本県でも、棚田地域振興計画を令和元年の暮れに策定しているところであります。本市の国見地区は、日本の棚田百選に選定されていることから、公費を投入してでも、本市の農村の原風景として残すべきと存じます。

そこで、国見棚田の現状と保全策を伺います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国見地区の棚田の現状と保全についてお答えいたします。

貴重な国民的財産であります棚田を保全するとともに、棚田の有する多面的機能を維持し、地域の持続的な発展を目的に、棚田地域振興法が、令和元年8月に施行され、指定棚田地域ではその活動に対し、様々な支援策が講じられているところであります。

国見地区の棚田につきましては、協議会が設置されておらず、指定棚田地域には該当しておりませんが、営農の取組が健全であること、適正な維持管理がされていること、地域活性化に熱心に取り組んでいることが認められ、平成11年7月に、日本の棚田百選の認定を受けたところであります。

国見地区の棚田は、面積2.2クタールの中に、50枚ほどの棚田があり、天水を利用した平均勾配9.1%の連担水田となっており、栃木県内では、国見の棚田と、茂木町の石畑地区の棚田の2か所が認定を受け、ともに代表的な景勝地となっているところであります。しかしながら、国見の棚田は、地域住民の人口減少、高齢化の進展により離農する農家が相次ぎ、現在では、1軒の地元農家と地区外からの有志農家数名が、一部の棚田において棚田米を栽培しているところであります。

国見の棚田は、地域資源の保全を目的にボランティア活動も盛んで、5月のゴールデンウィークには、棚田にこいのぼりを飾るなど、積極的に地域活動に取り組んでいました。写真愛好

家などの人気スポットにもなったり、国見のミカンと並ぶ貴重な観光拠点の1つでもありました。現在は、棚田の形状が確認できないほど畦畔が崩れ落ちているほか、水路が埋没し、雑草が繁茂する、大部分が荒廃農地になっております。

この状況を重く受け止めて、棚田の保全維持につきましては、これまで幾度となく、地元や塩谷南那須農業振興事務所など、関係機関とも対応策を模索しておりましたが、有効的な手立が見つかからない状況であります。一たび、荒廃した棚田を再生するには、平場の農地を再生する以上に、時間も労力も費用もかかるとともに、将来にわたり棚田を保全していく人材の育成も難しくなっています。

確かに、営農させていただいて、平塚議員も協力していただいてやっていた時期もあるのですが、なかなか難しく、私のほうでも、今、お一人になってしまったので、ちょっと大変なのは現状で分かっております。なかなか再生するのは本当に難しいので、今後も、この検討をしていきたいと思っておりますので、御理解はし難いと思っておりますが、私どもとしても、なるべく手をかけたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この近隣市町の茂木町の石畑地区、那珂川町の小砂地区、これらの棚田というのは、新聞に報道されるほど活性化しております。毎年、毎年、にぎわった田植とか、収穫祭などをやっているようなのです。ところが、那須烏山市の棚田は、日本の棚田百選の1つに選ばれていながら、なぜできないのでしょうか。これはやっぱり、市の腰入れ、その辺のところは少々欠けているのではないかと。もう仕方がないというような感じで、見放しているのではないかと。私には考えるんですよ。その辺のところは、どうなんですか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 棚田の保全維持についてでございます。

中山議員御指摘のように、今現在、国見の棚田については、ひどく畦畔等も崩れて、耕作放棄地の状況になってございます。今、棚田の所有者は8名おります。ただし、お亡くなりになっている方とかがおられまして、現在、代表相続人として4名が、その棚田を引き継いでいるわけなんですけれども、実際に耕作しているのは、今の市長答弁にありますように1名というところでございます。

今般、棚田遺産ということで、茂木町の石畑地区の棚田と、那珂川町の小砂の棚田が、棚田遺産に選定されましたけれども、こちらについては、地元農家がいるということで、オーナー制を導入した棚田の維持保全に努めておりますけれども、国見については、今、御説明したように、地元の農家がないということで、なかなか厳しい状況でございます。

今後とも、再生に向けては、県または地元農業団体とも検討を重ねて、保全維持に努めてま

いりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この棚田の復興は、市長と農政課長の双肩にかかっていますので、ぜひ、御期待を申し上げますので、復興に向け努力をお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 皆さん、こんにちは。17番平塚英教でございます。

一般質問に入る前に、一言、述べたいと思ひます。今回のロシアによるウクライナへの軍事侵略は、国際法上にも国連憲章にも反する許されない蛮行であり、ウクライナ国から、直ちに軍事撤退を求めるものであります。ロシアへの抗議と、ウクライナへの支援活動が地球的規模で広がっております。日本政府も、ウクライナの平和と世界の秩序回復のために、国際連帯を図り、あらゆる努力を求めるものであります。

私の質問に入りますが、今回、5項目の質問をしております。順次、質問してまいりたいと思ひますので、明快で前向きな御答弁をお願ひいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、最初の質問でございます。

市内中小企業及び小規模事業所振興支援対策についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の下、この2年間の長きにわたり、コロナ感染が猛威を振るうパンデミックの状況が続いて、市民生活も大変な困難が強いられているところであります。現在、このようなコロナ禍の中において、本市中小企業並びに小規模事業所の経営も、極めて厳しい状況下に置かれております。さらに本市は、旧烏山町地域が、新過疎法の指定により過疎地域に指定され、また、本年4月1日からは、旧南那須町地域を含む市全域が、過疎地域の指定となる状況でございます。

このような中、本市の持続可能な発展には、地域産業の振興と雇用機会の拡大が何よりも求められております。市内中小企業並びに小規模事業者は、その重責を担っていただいております。

本市は、2017年3月に中小企業振興基本条例を制定しまして、5年間が経過しております。

その第1条に、この条例は、中小企業が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業における事業の持続的発展、並びに地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とするとしております。

その第3条では、中小企業の振興は、業者自らの創意工夫と経営の向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨とし、推進されなければならないとしながらも、中小企業の振興は、市・中小企業者、中小企業者支援団体、金融機関、その他の関係団体が連携を図るとともに、市民の協力により推進されなければならないとしております。

この条例の第4条には、市の責務として、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとしております。

この条例が5年間経過する中で、同条例の具体的な運用状況はどうなっているのか。また、本市の責務を、どのように果たされているのか、明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 中小企業振興基本条例の具体的な運用状況等についてお答えいたします。

中小企業振興基本条例は、中小企業における事業の持続的発展や地域経済の活性化を目的に、中小企業の振興の基本となる事項を定めたものであります。

その中で、市の責務として3つの項目が規定されております。1つ目は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務でございます。2つ目は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、市内中小企業の受注機会の増大に努める責務でございます。3つ目が、社会経済情勢の変化に対応した措置を講じ、国・県、中小企業者、商工会などの支援団体、金融機関等と連携を図る責務でございます。

これまで、市では、これらの3つの責務の実現に向け、総合計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、中小企業向けの補助事業や、新たな融資制度の創設、創業者向けの総合的な支援制度の整備、市内企業の魅力発信事業などを展開してきたところであります。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、市内の中小企業や小規模事業所の経営は非常に苦しい状況となっており、さらなる支援策の必要性を感じております。

このような状況から、現状を把握するために、今年1月から2月にかけて中小企業者等を対

象としたアンケート調査を実施してきたところでございます。現在、集計作業を進めているところですが、今後、調査結果を基に、市や商工会が取り組むべき役割の明確化を図った上で、事業を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ただいま、市長のほうから、中小企業振興基本条例に基づく市の対応について説明を受けたところでございますが、いずれにしても、3つの施策を進めなければならないとしておりますが、その第1番目の中小企業の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に策定するというふうにあります。この計画は、今、アンケート調査をされているということなんですけれども、いつ頃、どのように策定をする予定でございませうか。

また、その後の運用状況についても、お示しをいただければと思います。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの平塚議員の御質問にお答えします。

こちらは、条例の第4条第1項に基づく、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するところでありませう。こちらにつきましては、現在、総合計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、中小企業等の振興策が掲げられております。これらの計画により、各種施策を展開しているところでございませう。

また、今回、アンケート調査を実施しているところでございませうが、これは次期総合計画に反映していければと考えておるところでございませう。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、2つ目は、それをいかに実施するかという問題でございませうが、昨年の7月21日に、那須烏山市建設工事等市内事業者優先発注実施規程というのが、制定されているようでございませう。この規程は、市内業者の育成、及び地域経済の活性化を図るため、市の建設工事、物品購入、業務委託等における市内業者への優先発注に関し、必要な事項を定めるとしてございませう。建設工事につきましては、市内事業者への優先を図るために合理的な方法を取るとか、市内事業者の発注機会を確保するということが出されてございませうし、建設工事の指名競争入札を行うときには、原則として、市内事業者を指名するように努めると。指名できる市内事業者が、那須烏山市建設工事等指名業者選定規程に基づいてというような問題や、指名競争入札は、予定価格が1,000万未満の入札を対象とし、これに基づいて、建設工事等請負業者選考委員会で決定すると。

また、予定価格が50万以下の小規模な工事、または修繕を行うときには、原則として本市小規模工事等契約希望者登録規程の規定に基づいて、実績がなくても受注機会を確保する。

また、物品の購入については、市長は、物品購入業務委託等の発注に当たって、適切な範囲で分離発注を行い、市内事業者の受注機会の拡大を図るとともに、継続的に市内事業者以外の事業者の契約としている業務については、当該業務等を分離、または、分割発注することの適否については検討を行うと、こんなふうになっておりました、受注の実績がない市内事業者も指名することにより、受注機会を確保することに努めるとともに、特定の事業者が優位にならないように、製造業者の指定等を避け、同等品も認めるように努めることということで、簡単に言うと、市内の業者を育成するために、また、地域経済の活性化のために、地元業者を優先に、仕事の発注をするというような規定がありますけれども、これについては、昨年7月21日につくられて、恐らく8月1日から、これは使われているんじゃないかなというふうに思われるんですけども、その運用とか実績について答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今の実施規程に関しては、昨年7月21日に制定したものでございますが、もともとの基本ベースは、市内業者の育成という観点から、市内業者を建設工事等請負事業者選考委員会に諮って選定していく方針ではやっておりました。ただ、明文化された規程がなかったので、それを改めて明文化した規程が、昨年7月21日にできたということになります。

制定以降の入札、または随意契約で、建設工事等請負業者選考委員会にかけて決定する案件に関して申し上げますと、入札に諮ったものは、61件中44件が市内業者、72.2%ほどになります。

それから随意契約については、58件中51件が市外業者です。それは、87.9%ほどになりますが、市内で取扱い業者がないもの、業務委託やリース契約、そのようなものについては、どうしても市内で取り扱っていないので、市外業者に頼らざるを得ないという状況でございますので、基本的には、市内業者に発注できるように、選考委員会の中では選定し、実施しているところであります。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 例えば、私は広域行政事務組合の議員でございますが、広域の議会で、令和2年10月2日に、那須南病院の井戸掘りの工事があったんですね。それについては、県の建設工事請負業者選定要綱によれば、井戸掘り工事は、管工事A、B、Cと県の土木で定めているA級の資格があればできると、こういうものだったのですが、烏山土木事務所管内の4業者は全て外されて、総合点数が1,000点以上というような。何で1,000点以上にしたのかと聞いても、専門性は全く分からないんですけども、いずれにしても、地元で請け負

えるのに、地元業者が外されて、宇都宮のほうの業者に井戸掘り工事がされた。しかし実際に井戸を掘ってみたら、全く使えない水であったというようなことで、広域の議会でも、非常にがっかりしたわけなのですが。しかも、この工事請負の入札状況を見ると、2,160万円の予定価格が、2,150万円で、落札率99.57%、最低制限価格から16%も高い入札であったと、こういうようなことをございます。

また、空調関係の工事についても、予定価格と入札価格が、万単位までぴったりだと、こういうような工事がやられているのですが、税金を納め、地元貢献している業者が締め出されて、そして全く分からない秩序の下に地域外の業者に発注すると、こういうことがやられているんですけども、那須烏山市にとっては、どのような対応をされていますでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 平成29年に中小企業振興基本条例が制定されて、その中でも、発注機会の拡大という項目を設けておりますので、それ以降につきましては、本市におきましても先ほど申し上げたとおり、市内の請け負える業者があるのかないか、まずそこから選考委員会の中で協議してございますので、基本的に地元業者で受け入れる合意があれば、それを通して選考しているという実態でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、先ほどの市内事業者優先発注実施規程の中にもありますように、地元の事業者の育成とか、地域経済の活性化と、このコロナの中で本当に大変な思いをしているんですよ。そういう方々の支援とか、活性化を図るための施策として、工事関係は、なるべく末端まで仕事が回るように分離発注をなさいと、そういうものも取り入れなさいと。あるいは、ジョイントベンチャーで、地元業者も育成する機会を与えなさいと、こういうふうになっているんですけども、そういう点についてはどうでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほどの建設工事等請負業者選考委員会の中で協議しております。分割発注等々ができる場合につきましては、そういうものを加味しながら、地元の業者に回せるような検討をさせていただきますので。ただそれでは、どうしても対応できない工事もございます。そういった場合は、先ほどの市外業者の選考もやむなしということで、対応している状況でございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、私は、ここ4年ぐらいの入札工事の発注状況の一覧表をもらったのですが、A、B、Cとランクがあるんですけども、Cランクというか、一番末端の

零細・小規模事業者というんですかね、その発注状況は、平成30年度が、この資料によれば11.7%、10%以上ありました。令和元年度は10%ちょうど。令和2年度、これは台風災害の復旧とか、いろいろ災害があったんです。14%ね。ところが、令和3年度になると、7%に、がくんと落ちているんですよ。これでは、災害復旧とか降雪のときに、いろいろ努力されているのですが、そういう中で仕事がないというふうなことでは困ってしまいますので、それを助ける施策をお願いしたいなというふうに思います。

さらに、この間の補正予算の質疑ではありませんが、初日に行いました補正予算の一般会計でございますが、定住促進対策事業費ということで、約923万5,000円、これを使わなかったで戻すと、こういうことがやられたんですけれども、今年の、私は決算の審査のときに、この住宅リフォームをカットした問題について指摘をしましたところ、市長は、確かに平塚議員のおっしゃるとおりだと思っております。私が議員だったときに、確かに採決で決まったのではないかと思っております。地元の方も利用できるという議論があって、全体にできるという声で、地元のもともと住んでいる方もリフォームが適用になるという話で、地元業者を利用していただいていると。私も、経緯を知っております。私の中では、実は、これは続けたいを思っていた事業であります、いろんな意味で転換期ではないかということを変えさせていただきました。ですが、ここまで皆さんが、要望があるということであれば、必要に迫られたことだと思いますので、十分に考えさせていただきますと。これは、非常に前向きな答弁だったんですよ。

それで、令和4年度の当初予算に多少なりとも復活するのかなと思えば、全く該当にならないと。令和2年度の住宅リフォームは、600万円なんですよ。600万円ということは、この住宅リフォームは、上限10万円で、補助率10%ですよ。ということは、最低でも6,000万円以上の経済効果があるんですよ。そして、業者の方も仕事が潤うし、頼んだ方も生活が潤うということで、ウィン・ウィンの関係なんです。

また、市が取り組んでいる下水道事業、これの接続も、この住宅リフォームが使えるんですよ。そうなれば、この下水道の普及率にも大きく貢献できる、こういう制度なんですよ。

それなのに、600万円ばさっと切られて、片方の定住促進だという方向に、どんと予算がついたんだけど、923万円ですか、これが使われないでお蔵入りと。これではあんまりにも、地元業者、零細業者をないがしろにする中身にはなっていませんか。その辺、お答えをいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私も反省しているところであります。ただ、なかなかそれが上手に使えていないのが事実なのだなど、私の中でも思っています。私の力不足だと思います。本当に



反省させていただきます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、補正予算でも何でも結構ですから、復活折衝をして、地元の零細業者に、本当にコロナで困っているんですよ、仕事がなく。生活も大変なんですよ。それなのに仕事がない。それで、片方では定住促進だってやったんだけど、1,000万円近い金をもう一回戻すと、これはあり得ませんよ、はっきり言って。そういう点で、実際に地元業者、零細業者が潤う政策をやってこそ、過疎の中での、みんなで支え合うまちづくりではないのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

それで、先ほど、青木議員のやり取りの中で、3月1日付のお知らせ版にも載りましたが、市の上乗せの、国・県の上乗せの経済支援策として、県のほうはもう締め切ったんですけども、上乗せのほうは、3月19日までオーケーですよということで、この継続支援金をやられるという話でございますし、事業復活支援の対策についても、これは国の制度ですね、ありますということなんです。これについて、今度の当初予算の中に、このようなコロナ対策の経済支援策が、市独自で載っているのかなというふうに思ったのですが、中小企業振興対策事業費ということで、390万円は載っているんですが、これは、創業者支援、空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金、創業者支援事業、企業誘致事業、中小企業振興対策事業ということなのですが、390万円なんですね。

それで、真岡市のほうでは、「真岡市ウィズコロナ対応事業所支援補助金」ということで、これは、国・県のに、補助率上限20万円で上乗せをすると。予算額が1,600万円と。また、真岡市事業継続支援金というのが、市が単独で支援金を上乗せするというので、法人が10万円、個人が5万円ということで、2,400万円計上したということでございますが、計上したのだから、きっとこれは補正予算ですね。そういうことで、両方を合わせて4,000万円、取り組んでいるんですが、本市は、次年度については、このようなコロナに負けないような事業者支援金、上乗せ、これについて検討されていますか。答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの支援金関係についてお答えします。

今年度、令和3年度に行いました支援金につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用させていただいて支援したものでございます。そこで、最後の拡大版まで対応したところでございますが、現在、国のほうでは、事業復活支援金としまして、昨年11月から今年の3月までの間に、前年もしくは前々年と比較して、減収率が30%を超えた事業者に対して、国のほうからお金を支援するというようになっておりまして、従来、那須烏山市においては、減収

20%から対応してきたところがございますので、そちらについては、令和4年度の臨時交付金関係が出たときに、また、給付できるかどうかという検討を進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、本当にコロナの中で困っている地元中小企業、あるいは小規模事業所、また、各事業所の皆さん、それを支える市政を進めていただきたいと思います。

続きまして、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割額を5割に減免する制度、これについては、新年度から国の制度としてスタートし、本市においても、当3月定例会初日に議決したところであります。しかしながら、子供の人数に応じて保険税が増える均等割額は、子育て世帯の大きな負担となっておりまして、収入のない子供に賦課するべきではないと、私は考えるものであります。

那須町においては、独自の事業費を追加し、減額対象を18歳以下まで引き上げたところであります。本市においても市独自の事業として、子供の均等割額の減免を18歳まで拡大する取組を図っていただきたいと思いますと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国民健康保険税に係る均等割額の減免についてお答えいたします。

令和4年度から始まる、未就学児を対象とした国民健康保険税に係る均等割額の減免につきましては、議会初日に、国民健康保険税条例の一部改正として上程、可決いただいたところであり、医療保険分、後期高齢者支援分の合計額、3万1,800円の5割を軽減するものです。

なお、所得に応じて軽減措置の対象となっている世帯につきましては、軽減後の均等割額の5割を軽減するものであります。この軽減により、約110人が該当となり、約220万円が軽減されることとなります。軽減された金額につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、それぞれ負担することとなります。

現在、保険者である県が主体で、将来的な保険税水準の統一に向けた検討を進めているところであり、議員御提案の均等割額の減免を18歳まで拡大する取組につきましては、県及び各市町を含めた全体的な調整が必要となりますので、当面は、今後の県及び各市町の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 那須町でも、もう実際に実施するというところでございますので、全く不可能ではないということをお願いいたします。取り分け、国民健康保険税は、担当課のほうに所得階層の世帯数をお聞きしたのですが、何と200万円以下の所得の方が

78.3%と、極めて所得の少ない方々が、この国民健康保険税の対象になっているということでございますので、全国知事会が1兆円を国で拠出をして、協会けんぽ並みの国民健康保険税の負担にしてほしいと、こういうような要望・申入れをしておりますので、この減額について、より一層、検討していただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の質問でございます。昨年4月に新過疎法に基づき、本市、旧烏山町地域が過疎地域に指定され、本年4月には、旧南那須町地域も含めて本市全域が、過疎地域に指定される状況であります。25年間で23.8%も人口が減少しておりますが、それだけではなく、市内の少子高齢化が深刻に進んでいるのが実態であります。

本市の高齢化率は県平均よりも高く、65歳以上が37.51%、私もその1人ですが、に達しております。本市の高齢者のみの世帯は、平成27年は、976世帯でありましたが、令和3年の調査では、1,156世帯と180世帯増加しております。

独り暮らしの高齢者は、平成27年に1,009世帯だったものが、令和3年では1,178世帯へと、僅か6年間で169世帯も増加しております。これは、総世帯数1万437世帯の8.6%にも達するものであります。

全国的にも近年クローズアップされているのが、独り暮らしの高齢者の増加問題であり、増え続ける高齢者世帯や、独り暮らしの高齢者世帯の生活を支える仕組みの再構築は、待ったなしの状況となっております。特に独り暮らし世帯の支援対策は、緊急を要する課題であり、今後も増え続けることを想定した、地域における孤立やフレイルの進行等のリスクが考えられる中で、高齢者の健康保持対策、高齢者福祉対策、生活支援、見守り体制等、引き続き、各種施策の充実・強化を図り、高齢者支援の在り方も含めて見直しを進めていただきたい。そして、この高齢者を守る体制の再構築を図っていただきたいと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者世帯への生活支援についてお答えいたします。

令和3年10月に実施した、高齢者実態把握調査の結果では、独り暮らし高齢者は、議員がおっしゃるとおり1,178世帯、高齢者世帯は1,156世帯、合わせて2,334世帯あり、前年度より100世帯以上増加し、全世帯の約2割という状況でございました。

現在、独り暮らしの高齢者等を対象とした福祉事業としましては、福祉タクシー事業、配食サービス事業、緊急通報装置設置事業、救急医療情報キット配布事業を行っているところです。

中でも、配食サービス事業につきましては、2か所の社会福祉法人に委託し、見守りを兼ねて実施しております。来年度からは、新たに市内1法人の協力が得られ、希望者が増えた際も、安定した供給が図れることが可能となりました。

また、緊急通報装置設置事業につきましては、心疾患や呼吸器疾患を有する高齢者に対し、

24時間体制で、緊急対応や不安の軽減を図る事業であります。来年度からは、より多くの方に利用していただけるよう見直しを図り、非課税世帯に限定していた対象を、課税世帯及び身体障害者手帳1から2級の保持者にも拡大する予定であります。

また、社会福祉協議会と連携した、生活支援体制整備事業においては、日常生活支援ボランティア「助っ人からす」を開始し、高齢者世帯への軽度な生活支援や定期的な声かけを行っており、徐々に利用者、支援者も増えている状況であります。

さらに、地域住民で組織する支え合いネットワーク協議会では、通いの場、見守り、生活支援、災害支援といった支え合い活動が、自治会単位で一体的に実施できるよう、推進を図っているところであります。

今後も増加が予測される、独り暮らし高齢者等の生活支援は、重要な地域の課題であり、コロナ禍においては、閉じ籠もりや孤立を助長する恐れもあります。事業の見直しを図るとともに、介護事業所、民間企業、地域住民等、多様な力を借りて取り組んでいけるよう、連携強化を図り、重層的な支援体制の整備を進めてまいる考えでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 独り暮らしの高齢者を支える人材の育成、これは非常に重要だと私は考えます。公的サービスの人材確保と、高齢者を支える側の視点で、地域の人材育成を図る必要があります。

また、新型コロナ感染拡大で、地域活動そのものが、今はなかなか厳しい状況に追い込まれております。地域の共助、ボランティアに頼るところが大きかった高齢者の在り方も含めて、今、高齢者を支える体制をどうするか、これが問われております。

日光市の粉川市長は、コロナ禍で、今までの支援体制は不十分と考え、見直す時期来到していると、早速検討を始めると答弁されております。市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） まず、独居高齢者とか、また、高齢者世帯の方々の孤立の対策としては、地域の民生委員のところには、高齢者等の世帯の情報、名簿の配布を行っておりまして、その方々に声かけや見守りを行っていただいているというところがございます。安否確認や生活状況、それから、健康状態、その把握を行いまして、その中で、心配なことが見つかったような方については、速やかに健康福祉課に連絡をいただいて、関係機関につなぐという支援を行っているところでございます。

次にフレイルの対策としましてですけれども、今、フレイル予防事業といたしまして、後期高齢者医療広域連合より委託を受け、高齢者に向けた介護予防や、フレイル予防等の保険事業

というものを実施しております。この内容といたしましては、まず、個別の指導として、健診を全く受けていない高齢者の方に対し、コロナ禍における介護予防、フレイル予防の支援の在り方につきまして、対面によらない介護予防とか、フレイル予防の取組について、どういものが高齢者に効果的なのかというところは、見直しを行いながら検討してまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 例えば、生活支援。一例を挙げますと、高齢者の独り暮らしで、足元が非常に弱くなっている場合は、ごみの分別をして、集積所に持っていくことが困難なんです。こういうものを近所の方が助けて、手伝って、ごみを出しているという地域もあります。だからこういう輪を、新たなネットワークを構築して、高齢者をみんなで支えたいというふうに考えますが、市長、もう一回お願いします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今までもそれは、たくさんの議員の方々から御意見をいただいております。地域によっては、そういうことをさせていただいているところと、まだまだのところと、いろんなところがありますので、それは随時、取組を続けていたり、拡張したりできるように、市としても補助していきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、4番目の質問に移ります。

1月25日付、下野新聞の報道によりますと、本市が進めている防災集団移転促進事業について、市当局は、早ければ2月下旬から3月上旬にも、下境・宮原両地区で開催を予定しております住民説明会において、両地区内の大まかな移転先（住宅団地）の位置を提示する方針とのことであります。

また、コロナ禍の中で、今後、住民説明会などの日程調整がどうなるか分かりませんが、市は、10月をめどに、事業対象世帯に移転される希望があるかどうかの意向調査を行う方針でありましたが、これを、早ければ8月にも、当調査を前倒しをする方向で検討する方針であるとの報道であります。

同事業の今後の具体的な推進計画について、改めて説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業に係る今後の進め方についてお答えします。

防災集団移転促進事業の実施に当たっては、集団移転促進事業計画を策定し、国土交通大臣の承認をいただく必要があります。令和5年度末の策定を目指し、来年度より計画の策定に着手することにしております。集団移転促進事業計画には、移転する区域である移転促進区域の

設定区域内における移転者数、住宅団地の位置・規模などを定めることとなっていることから、本年10月をめどに、ある程度の移転希望者を把握させていただきたいと考えています。

移転希望者の把握に当たっては、昨年8月に行いました個別相談会に参加いただいた皆様から、多数、意見をいただき、移転先の選定について、コロナ禍ではありますが、3月中に住民説明会を開催し、市の考え方を説明させていただく予定であります。地域住民の皆様は、大きな決断をしていただく必要があることから、再度、個別相談等を開催するなど、不安や疑問点の解消に努めてまいりたいと考えています。

計画策定には、各関係機関の協力が必要でございますので、引き続き、国・県と連携を図りながら、計画策定に向けて調整していきます。今後も、地域住民や関係機関との協議を進めていくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この件に関しましては、何回も何回も質問しているのですが、まだ明確でないのは、水害で住宅が壊れてもう撤去しちゃった、そういう家が何戸かあるんですよね。それについては、この移転事業の該当になるのか、ならないのか、お答えがあればお願いしたいと、このように思います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その件につきまして、国のほうで示しております、防災移転まちづくりガイドンスというののにとりますと、災害を受けて、既に建物を解体された方、新しく居を構えられた方につきましては、対象にはならないのではないかと考えてはおりますが、それにつきましては、国のほうと、また折衝していきたいと考えるほか、ならないということであれば、市独自の対応として、議員の皆様方とも協力しながら、そういう方向性につきましても、考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 災害で大変な目に遭っているわけですから、ぜひ、そのような前向きな御検討をお願いしたいと、このように思います。

2つ目、さらに、同新聞報道によれば、補償金算定の具体的な考え方や、目安額につきましては、県内の事例研究なども含めて検討中のため、まだ提示できる段階にはないということでございますが、国土交通省の防災移転まちづくりガイドンス（案）によれば、集団移転促進事業計画の策定の早期事業着手と、円滑な実施のための工夫や、柔軟な対応も可能としております。当事業の事業推進に当たり、同内容について、どのような見解と、具体的な対応・対策をお持ちか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業に係る早期着手と円滑な実施についてお答えします。

防災まちづくりガイドンスによりますと、早期の事業着手等のために柔軟な計画変更について、東日本大震災や大規模な災害後において、被災地域が広範囲にわたり、大規模な事業実施が想定される場合は、集団移転促進事業計画の確定を待たずに、早期に元地の買取りや、住宅団地の用地取得、造成等を進めなければならない状況が想定されることから、その時点における範囲・概数で、集団移転促進事業計画を策定し、国土交通大臣の同意を得て事業を進めながら、詳細な事業計画の策定作業を始めることが可能であるとされております。住民の安全性や住宅再建に支障を来さないよう、柔軟な対応も可能としております。

本市におきましても、令和元年東日本台風による被災状況を踏まえ、今後の浸水被害からの、地域住民の生命と財産を守る方法として、防災集団移転促進事業に取り組んでいるところであり、ガイドンスにありますとおり、関係者との合意形成の進捗状況に合わせ、段階的に事業計画を確定させていくことも可能となっています。引き続き、地元住民と関係機関と相談し、協議しながら事業を円滑に実施してまいりたいと考えております。国としても、新しい事業だと思っていますので、円滑に推進をしたいと聞いておりますので、私どもは要求をたくさんしていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、ぜひ、ガイドンスの中身を熟知して、大いにこれを活用、利用しながら、地元の要望に応じていただきたいというふうに思います。

前の議会でも取り上げましたけれども、宮城県の大郷町、ここでは、令和2年度、昨年6月に大郷町の復興再生ビジョンというのが、もう既におととしの6月につくられておりまして、そして既に、この復興について、住宅団地の造成、この指名競争入札がもうされて進んでいると、こういう情報を受けているのですが、担当課としては、そういうような方向は研究しているのでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 宮城県の大郷町の事案につきましては、十分研究をしております。

市としましても、関係者の合意が整った区域から段階的に進めることも可能となっておりますので、早い段階で移転ができますよう、十分協議して進めてまいりたいと思っております。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、5番目の質問に移りたいと思います。

本市の過疎地域持続的発展計画の移住・定住の現状と課題に書かれていますとおり、本市内

におきましても、人口減少の中で、空き家が増え続けている状況でございます。県内の25市町のうち、21市町は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、自治体独自の空き家対策計画を策定しているということですが、本市では、まだ策定がされておらず、次年度に策定する方針とのことでもあります。

本市は、県中央部よりも若者の移住・定住条件はよくなく、過疎地域指定になっている下で、移住・定住促進に向けた取組としては、あまりにも遅いものとする次第でございます。本市の空き家対策計画の策定に向けた、本市の空き家の実態調査をどのように進め、この対策計画をいつまでに策定して、今後、どのように運用を図るのか、改めて説明を求めるものであります。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 空き家対策についてお答えいたします。

近年の急速な少子高齢化、核家族化、都市部への人口集中や農林業の後継者不足等、様々な問題が絡み、空き家が全国的に増加傾向にあります。空き家は、適切な管理がなされないまま放置されると、防災、防犯、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が高く、社会問題化しているところであります。

平成27年5月に、空き家対策等の推進に関する特別措置法が施行され、その対策が進められ、平成19年度に、那須烏山市空き家等情報バンク制度実施規程を制定し、空き家の有効利用を促進していますが、適正に管理が行われていない空き家等が、敷地内の庭木の繁茂や、建物の一部破損など、周辺住民の生活環境に影響を与える事例が発生しています。

平成29年1月に、空き地・空き家相談マニュアルを策定し、関係各課が連携して運用を図り、所有者への情報提供や、適切な管理指導を実施しています。

一方、議員が御指摘のとおり、県内市町の多くが空家等対策基本計画を策定し、計画に基づき、各種取組が進められております。また、当該計画を策定することにより、国の有利な財政支援措置を活用できるメリットもあることから、令和4年度中の策定に向け、空き家の実態把握に努めるなど、準備を進めているところであります。

空き家対策につきましては、庁内だけでなく、様々な関係機関が関連する取組であり、市民生活にも大きな影響が及ぶことから、計画の策定に際しては、庁内関係各課、県、建築士会等の関係機関、行政区長等で構成する協議会の設置の上、連携強化を図りながら実行力のある計画として、まとめてまいる所存でありますので、御理解のほど、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今、丁寧な説明があったのですが、今の空き家の状況は、市内ではどの程度というふうに考えておられるのか。



そしてさらに、実態調査を進めるのか否か、それについて、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 空き家の数でございますが、住宅統計調査によりますと、平成25年度の段階では1,310軒、平成30年度のときは1,840軒とされておりますので、やはり増えていると思います。

その次に、実態調査のやり方です。

10月18日にも、県の住宅課と協議しまして、実態調査をやってから計画を策定するとか、いろいろやり方はあるんですけど、それよりは、まず計画を策定して、その後、国庫補助をいただきながら、実態調査をやったほうが合理的であるというふうなアドバイスを頂戴しましたので、そんなことで、国庫補助を使いながら、令和6年度にはやれるのかなというふうに考えてございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 過疎に指定されてしまった本市にとって、空き家が大変増えております。こういう中で、その利活用というんですか、これは、もちろん持ち主の御理解と御協力がなければ活用できませんが、ぜひ、私は前から言っているように、空き家対策条例みたいなものをつくって、しっかりとした運用というか、対策を取ってもらいたいと考えているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 条例については、県内の市町でも、制定しているところと、制定していないところがあるように聞いております。このあたりも、来年度の策定をしながら、やっぱり条例を制定したほうがいいなということになれば、制定することにしたいというふうに考えてございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、本市の活性化に貢献できるような、空き家対策計画を策定し、進めていただきたいと思います。

ちょっと予定よりも早いのですが、先ほど、恐らく質問ができなくなっちゃうだろうと思って、また、1に戻りますが、興野的那須ニコンが、124名の雇用、パート等も含めて、残念ながら3月いっぱい閉鎖ということでございます。本市関係では、124人のうち80人ぐらいですね。

それで、例えば、50歳を過ぎている方、50歳に近い方の再雇用が、なかなか大変だというふうに聞き及んでおりますので、行政のほうとしても、できるだけの支援対策をお願いいた

します。答弁があれば、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 那須ニコンにつきましては、従業員の就業支援について協力願いたいということで、お願いされているところございまして、合同就職説明会やら、そういったもので何とか対応していければと思っております。

実際、那須烏山商工会の2階を会場として、2回ほど実施されたところでございます。内容を見ると、那須烏山市で大体40名ぐらいいらっしゃるということで、ほぼほぼ、高齢者が多い状況であったと聞いております。今、那須ニコンのほうでも、リクルートを間に入れて就業支援するというので、最後の1人まで、就業できるまで面倒を見るというお話を聞いていますので、それらに協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） よろしくお願いたします。ありがとうございました。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 2時10分散会]